

令和5年第2回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和5年3月 28日 午前 9 時 00 分～午前 11 時 10 分
2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール
3. 出席委員 (8名)
 - 1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・7 西村園
 - 8 和田勇・9 西村尚・11 近藤秀幸・13 澤田順一・
4. 欠席委員 4 宮元務・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎・10 細川盛次・12 西村美佐江・14 川村耕貴(6名)
5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第3号議案 非農地証明について

その他

- 報 告 7条指針について
- 令和5年度最適化活動の目標について
- 下限面積の廃止について

7. 会議の次第

事務局：おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は宮元務委員、窪内一雄委員、仁井田亮一郎委員、細川盛次委員、西村美佐江委員、川村耕貴委員の 6 名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後中央に立てているマイクまで行っていただいて、発言をお願いします。マイクを使わないと議事録が作成できません。ご協力をお願いします。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和 5 年第2回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。7 番西村園委員、8 番和田勇委員の2名を指名致しますのでよろしくお願ひします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第 1 号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局：第 1 号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可を出す権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。申請内容について説明します。

【申請内容の説明】

会長：私から補足説明はありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて、第2号議案について事務局の説明を求めます。

事務局：第2号議案農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。この申請は5条許可をすでに受けている事業について、許可内容に変更が生じたときに出される申請です。5条許可と同じく、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の承認となります。今回、1件の申請がありました。この案件は令和 2 年 6 月 22 日付で県より一時転用の許可を受けて実施している伊勢川

山での営農型太陽光発電事業において、パネル下部における営農計画を変更したいとの申請です。6月22日までは一時転用の許可をうけており、営農計画に従った営農を継続することで、申請地において太陽光発電事業が実施できます。許可期間が終わる6月には更新の許可を受ける必要があるのですが、その前に植え付けをする必要があることから、変更申請となったものです。内容について説明します。今回審査するポイントは2つ。地域の平均的な収量の8割の収量が実現できる計画であるか。その根拠書類に沿った計画であるか、です。

【申請内容の説明】

会長：この件について、事務局の説明に質問がある方はいらっしゃいませんか。内容は十分に理解できましたか。提出された営農計画が根拠となる意見書と合わないところがある、とのことですがこの件について、皆さんのお意見を聞かせてください。

事務局長：営農型太陽光発電施設ですので、営農をしなければならないということで、H28年からR5.6.22まで万次郎カボチャを栽培するということで許可をもらってやってきていたのですが、6作の間、収穫目標を達成することがありませんでした。その原因としては、土壌の礫や強風、獣害、異常気象などの原因があった。それを解決する資金もなかった。そこで、この4月から残りの6月22日までの期間、ひとまず変更したいと言っています。その次の3年間も営農型発電を続ける限り、3年間の更新手続きが必要になってきます。今回の申請は今から今年の6月22日までのすでに許可を受けている期間について変更したいということで、これについて、どうするかを審議していただくということです。新しい受託業者からの営農計画として提出されているのが、収量は1500kg/10a、地域の平均単収1800kg/10aの8割は1440kg/10aなので、計画通り収穫できれば、要件は満たすことになるけれど、1500kg/10aっていう収量に対する計画としてどうなのか。土づくりはこうやるということでもうていますが、これはどうなのか。資金は本山町分と合わせて年間500万円あるということなので、前受託者よりは資金はあると言えます。全体の計画書を見たうえで、普及所からの意見書は計画通りの土壌条件の改善、農地全体への苗植え付け、施肥、病害虫防除、町獣害対策、強風対策の全部ができれば可能性がある、という意見書が出ています。農地全体の苗の植え付けあるけれど、営農計画ではパネルとパネルの間に部分に二畝植えていくとなっております。簡単にまとめるとこういうことです。これが1500kg/10aの収穫量に向けて可能なのかとか、対策ができるのかとか、添付されている書類を見て、どんな風に考えるかの意見を聞かせてもらいたいです。今日の農業委員会で決めんといかんのは、普及所の意見書に沿ったものにする条件を付けて承認をするのか、変更は無理、今までどおりやつもらうということで承認しないことが妥当とするのか、県にこの申請の意見としてつける、最終的に承認するかどうかは県が判断することになりますけど、町農業員会としての意見をどうするのか、ということです。無条件で承認相当とするのか、条件をつけて承認相当とするのか、承認しないことが相当とするのかです。質問やご意見も含めていろんなことを話してもらったらと思います。

澤田委員：これが承認されなかつた場合、今までどおり万次郎カボチャを作ることになるんですかね。

事務局：6月22日までは万次郎カボチャで許可を得ていますので、これまでカボチャを作つてもうようになりますし、発電事業としても止まることはないです。

澤田委員：承認された場合はそこで切り替わるということですか。

事務局：県が承認した時点で許可の残りの期間については切り替わります。

澤田委員：その3年間だけ決めたらいいんですか。

事務局：この申請は今から、今年の6月22日までの変更です。

澤田委員：短くないですか。

事務局：短いんですけど、6月22日までには苗を植えつける必要がありますので、変更申請が必要です。

澤田委員：書類上の問題ですか。

事務局：この短い期間の変更ではありますが、6月以降の更新へつながる変更です。

澤田委員：前受託者はもうやる意思がない、ということですか。

事務局：組合から契約解除通知書を出していますので、前受託者との契約は解除した。そのうえで、次の受託

者と契約を交わした、ということです。次の受託者としてはさつまいも以外の受託はしないとのことなので、さつまいものとなるなら、違う受託者を探すか、組合が自ら営農するかです。

澤田委員：それは誰が新しい受託者を探してきたのですか。

事務局：組合です。

西村尚委員：パネルとパネルの間の広さは全体でどのくらいあるのですか。

事務局：全部のパネルの長さを足していくと、ざっと 4500mです。パネルの間は 1.5mですので、面積にすると 6750 m²です。この面積で 2ha 分の収量をあげる必要があります。

西村尚委員：7 反弱ですか。

事務局：パネルの間の面積だけを抜き出した植えつけ本数を算出すると、6600 本 / 10a の苗を植えつける計画です。

西村尚委員：パネルの下にも試験的にでも植えてやっていかないと、なかなか難しいんじゃないかな、と思います。毎年毎年植えると、病気もくるし、作りにくいと思うんです。私も家で作るのに、毎年場所を変えて植えていくので、2 年、3 年となると連作障害についても考える必要があって、パネルの下にも植えて、試験的にデータをとってもらう必要があると思います。

会長：西村尚委員に聞きたいです。現地にいったことがあります、あそこの土質はさつまいもには適するのでしょうか。

西村尚委員：あそこの土質は赤土系だとおもいますので、適するんじゃないかなと思います。黒土よりは赤土の方が適します。うちでも赤土のところで栽培しています。味もいいし、いいとは思います。あとは、高さが 1000m 近くあるので、それが対策できるか、でしょうか。秦泉寺委員、どうですか。さつまいもの生産者としての意見をきかせていただけませんか。

秦泉寺委員：確かに赤土ではありますが、現状作に適しているとは言えません。礫が多いので、根本的な土壤改良が必要です。客土も間違いない必要と思われますので、現地の現状としては最適とは思えません。牛糞堆肥や腐葉土を使う計画ですけど、これができているというわけではないので、慣行並みの植え付けをするには無理があると思います。

事務局：もう少しあみ砕いてもらっていいですか。

秦泉寺委員：端的に言うと、植え付けに間に合せる計画なのか、という話なのか、と理解していますが、来月から植えつけられる状態なんですか、というとそこまではもっていけてないのではないかでしょうか。

事務局：すでに耕耘は始められていて、現地には見に行けてないですが、毎日耕しているようです。ただ、現状ではカボチャとしての耕耘ですよね、とはなるんですけど、土づくりはしているという報告は受けています。一年目の計画は 3 割の苗しか確保できない計画です。では、3 倍の間をあけて植えつける計画とはなっていませんので、現在提出されている営農計画と同じように 20 センチ間隔の 2 畦でどこかに集約して植えることになります。それが 1 か所か、分散した形になるかは質問したけれど、回答がありませんでしたので不明ですが、全体計画の 3 割の農地しか必要ない、はずです。ですので、1 年目にしてはその植えつけるところだけが、植え付けをする状態になれば営農としては成立します。ただ、計画としてはそこまでに 1 年目の植え付け時期までにすべての土壤が完成しているとなっています。

事務局長：初年度は計画の 3 割の苗を植える計画ですね。

澤田委員：要は礫が問題ですね。

事務局：前受託者は以前より、パネルの設置の時に、足を埋めるために岩をくだいて埋めているけど、そのときの碎かれた岩が撤去されることなく、そのまま放置されているのでそれを除去しないといけない、またそれを踏み固めてしまっていて、どうしようもないところがあるということはよくおっしゃられておりました。前受託者も耕耘はしておりましたが、乗用機械で耕耘すると振動がひどくて、内臓障害がおこりそう、なかなか思うように進まないともよく聞きました。ただ、礫の撤去は進められています。今までには地上にできる作物だったわけです。なので、地下にできるさつまいもの方が、さらに礫の影響を受けそうに思います、どうでしょうか。

秦泉寺委員：ですから、それを考えると、前受託者がされていたようにちょっと土を盛り上げて、土というよりは

とんど堆肥だったで、赤土という感じではなかったですよ。ですので、実際この短い準備期間でこの計画にある苗の本数を植えつけられるのか、そこからが疑問です。理解できません。

事務局：それは3割の苗であっても、厳しいということですか。

秦泉寺委員：私は厳しいと考えます。

事務局：資金計画の中で人件費については、初年度も二年度以降も反当たり 30 時間という計画です。年間を通して 30 時間という計算ですが、これについてはどうですか。

澤田委員：これは機械を入れた計画ですよね。機械をフルに使っての計画なんですよね。

事務局：使用する機械は3種類、高速耕耘ロータリー2台は所有しており、ニ畝マルチャ1台は購入予定、引き抜き型弦きり機1台をレンタル予定です。これを使ったうえでの人件費です。土づくりも含めています。

澤田委員：礫があると、マルチャも弦きり機も、使えません。壊れます。トラクターに載って、振動がガンガンあるということは、それだけ機械も消耗しますし、南の平地で作っている芋とは違うと思いますよ。稼働率とも違うんじゃないですかね。まず、石を取り除くところから始めないといけませんね。南ならそのまま耕して、ちゃーっとマルチを引っ張って、苗を植えたらその後は何もする必要がない、くらいだと思いますけど、それに石が当たる、石をのけないといけない、マルチもうまく張れないとなると、労力はかなりかかると思います。さつまいもは植えて 120 日から 180 日ぐらいで収穫ですかね。

藤尾委員：この普及所の意見書は、普及所から誰に向けて出されたものですか。申請者はこの意見書に書かれていることはご存じなのでしょうか。というのも、この計画は初年度の資金計画をみると、礫の除去などの経費が全然見込まれておらず、初年度の計画をみると意見書の内容を見て計画したものだとは思えません。全く反映されていません。書類上の計画であって、実行可能なものだとも思えません。

事務局：意見書は申請者が普及所に依頼し、書いてもらっているものです。申請者から農業委員会に提出がありました。また内容についての相違があることについては事務局も重要視しております。普及所からの意見書は、添付すべき根拠となる、いわゆる、知見を有する者の意見書としての提出であるのか、ということを確認しています。なおかつ、意見書の内容が営農計画に反映されていないことについて、適切な営農計画ではないと判断することになるということについても何度も申請者の代理人とやり取りをしましたが、ついぞ適正と判断できるところまでは修正されなかった、というところです。他の小さい数字の整合性が取れていないところ、などについても指摘はしております。やり取りし、修正したうえでの計画です。この状態で判断するしかないか、というところではあります。

藤尾委員：私の個人的な意見にはなりますが、それだったら、こんな計画では承認できない、と感じます。

会長：承認が妥当なのかどうかということは今日決める必要があるのですか。

事務局：今日決めないといけません。

近藤委員：ずさんな計画だと感じています。

会長：条件付きというのはどういう条件が付けられますか。

事務局：意見書に沿った営農計画とすること、承認が妥当とする、など承認が妥当とする際に条件を付けることや、承認をした後に条件を付けることもできます。例えば、計画している苗数を確実に確保し、営農を行うこと、などが承認後の条件にあたります。承認が妥当、承認しないことが妥当どちらにしても農業委員会でどのような審議が行われたかは県に議事録を提出します。

会長：どちらにするか決めるために小さなことでもかまいませんので意見を出してください。

事務局：前受託業者の意見書にある原因については、品目を変えるにしても検討する必要がありますので、皆さんからご意見を出してもらったらと思います。①瓦礫が多く正常な圃場でないことにについては、営農計画書の中で 20 センチの深さまで耕耘し、30 センチの畝を立てる、ことになっています。また堆肥や雑草のすきこみなどで土量を増やしますとのことです。対策を講じていると判断できるかどうか、②台風による強風被害があった、については品目変更への影響はどうでしょうか。カボチャは地表にできる作物で、さつまいもは地下にできる作物です。営農計画には記載がありませんが、質問を送ったところ、圃場際のススキを邪魔にならない程度に刈り込み、風よけとして利用する。ソルゴー等は虫よけにもなる

でいすれは変更予定と回答がありました。③異常気象、④獣害については、特に対策は計画の中にはありませんでした。そして資金計画については、受託業者が発電システムの管理も受託されており、協力金と合わせて年間 250 万、本山町分と合わせて 500 万の収入により営農する、という資金計画です。これらについては、改善されているといえるか、意見をお願いします。

藤尾委員：礫の話は今まで出ましたが、計画の中に瓦礫の除去ということが出てこないようです。耕しますとはありますが、除去するとはありません。耕すことと除去することは別のことだと思いますので、きちんと明記していただく必要があると思います。瓦礫に対する計画を立ててもう必要があるのではないか、と思います。台風というのはさつまいもに影響するのか、ですが、台風は風と雨ですが、風の問題はそれほど影響ないのではないか、と思いますが、ただ雨がどの程度さつまいも栽培に影響するか、は私にはわかりません。それについては生産者からのご意見を聞きたいと思います。秦泉寺委員どうですか。

秦泉寺委員：さつまいもにとってはなるだけ、畠は乾いている方がいい。雨が多いにしても排水性が問題になる圃場ではないと思います。

事務局：前受託者はなかなか水が溜まらず、流れてしまうということをよくおっしゃっていました。何もかも流れてしまう、ということをよく言われていました。その点はさつまいもにとっては都合がよいということですか。

秦泉寺委員：圃場に何日も水が溜まっているという条件よりはよいかと思います。

事務局：耕耘に瓦礫の撤去は含まれないので、素人質問ですみません。

会長：耕耘は耕すことです。含みません。

澤田委員：耕すと出てくる石については都度手でのけます。田なら沈みますが、畠は上に出てきます。それをのける必要があります。

会長：秋以降圃場は見ていませんので、現在がどのような状況かはわかりませんが、除去されているかどうかはわからないのですよね。確実にのけてもらいたい。できることは全部したうえで頑張ってもらいたいと思います。私自身はカボチャからさつまいもにかわることは進展だと、捉えています。

澤田委員：お芋屋さんなら芋掘機は持っていると思いますので、芋掘り機を通すと地上に石が出てくるので、それをのけるだけだと思います。

会長：渋谷食品の協力も十分に受けられないといけません。

澤田委員：渋谷食品はほとんど九州だと思います。

会長：また土質が違いますね。

事務局：渋谷食品とのかかわりについては、渋谷食品からの指示書が提出されており、それに沿った栽培をすると聞いています。昨日の夕方に提出があって、皆さんには配布できておりませんが、渋谷食品の九州工場の原料担当の方の個人名での資料です。

澤田委員：今、九州のさつまいも栽培が病気で危機に瀕しているそうです。だから違うところで栽培したいのでしょうか。気持ちはわかりますね。

事務局：営農型太陽光発電下においてのさつまいも栽培についてという資料です。読み上げます。さつまいもは防災営農上重要な畠作物となっています。1.粗放的な作物で生産性が高い、2.自然災害に強い（干ばつ、風が強くても生産が安定）、3.環境への負担が少ない（窒素肥料の要求量が少ない、農薬量も多くない）。さつまいもは利用面からも重要作物です。1.弊社、加工用として利用しているが青果用、焼酎用、澱粉用など多様な用途がある。2.近頃は、焼き芋、干し芋、大学芋、スイーツ用としてブームとなっている。今回申請地の作付けについて 1.品種 種子島紫 皮色は白色で果肉が鮮やかな紫色、2.育苗種芋から地権者・受託者が育苗し確保予定。不足分は渋谷食品が手配予定 3.圃場 現場は標高 900 m 前後にある。昨年未整備の圃場で試験栽培実施、3品種で反当り平均収量 900 kg の結果でした。本期は土づくりを重点におき、雑草などの残渣処理を3月より行い、5月植え付け前には堆肥、肥料、病害虫対策を施して植え付けをお願いしています。その確認を渋谷食品も行って参ります。4.圃場がソーラーパネル間と限られたスペースですので、畝の大きさ 45 センチ、高さ 25 センチ、畝間 25 センチを想定して株間 20 センチから 25 センチで植え付けを行って参ります。（土壤の状況、ソーラー間により臨機応变に対応する）5.畝たて、植え付けについては渋谷食品からも同行、確認作業を行う予定。

今回申請地の収穫について 1.収穫作業は早霜の心配があるので9月後半に試験掘を行い、10月前半からの収穫予定で10月中旬には収量予定 2.天候状況にもよるが、反当たり1200 kgから1500 kgを想定、植え付け後の管理状況、除草、病害虫防除、追肥などを怠ると収量、品質に影響があります。

3.できたさつまいもは渋谷食品（株）の品質基準内の物はすべて引き取ります。4.地権者、受託者、当社ともどちらも初めての取り組みとなるので想定外のことが発生したときには双方協議を十分に行い対処してまいります。以上です。この資料について、はどういう意味合いの資料かを申請者の代理人に聞いておりますが、栽培への協力体制と買い取り、などについて説明するための参考資料のことでした。またここで書かれている試験栽培の結果が、900 kg/10aとありますが、別紙2、別紙7の資料とも数量が一致しません。渋谷食品さんはパネルの間の面積のみで反収を計算されているのではないか、と推測します。何をもって反収900kgの結果といわれているのかの結果資料の添付もありませんでしたので、事務局も判断しかねます。実際の反収はパネル通路、植え付け面積だけではなく、パネル下部やその周り、を含めた 20597 m²で判断する、という事業内容を理解されていないようにも思えます。

澤田委員：現地での試験栽培じゃなくて、南での栽培じゃないんですか。

事務局：さきほどから南とおっしゃっているのは九州という意味ですか。

澤田委員：平地、という意味です。資料7は高知市海拔0.5m、平均気温17.7度での試験栽培ということじゃないんですかね。そう思いましたけど。

事務局：そうすると、一番下の高知市での反収を平均気温で2000 kgとれていたと仮定、気温差を数値化する、というのとどうつながるんでしょうか。

事務局：素人ですみません、作物は温度が70%の温度なら、70%の生育になるものですか。

澤田委員：作物は大体積算温度に比例します。日長と積算温度です。日長は平地であっても山の上でもあまり変わりません。積算温度で収穫日なんかは決まります。という計算だと思います。

会長：大体意見は出そろいましたか。

澤田委員：僕もあんなところでサツマイモつくったことがないので、とりあえず何か月の間の承認なんですね。

事務局：今回の申請は残りの期間ですけど、次の更新もこの申請が影響します。まったく違う計画とはならないからです。あの時通したやないか、ということにならないためにも、ここできちんと精査をすることが必要です。

澤田委員：やってみて、1年2年でその結果がでなかつたら、カボチャの時のように延々と協議をするんですね。

事務局：これは6までの手続きで、すぐまた6月からの更新の手続きが始まります。4月の総会には更新がかかります。今度は今後3年間の計画として妥当かどうかの審査をすることとなります。

澤田委員：一年間の成果も出でていないのに、私たちがそれを審議するんですね。

事務局：そうなんです。つぎの精査するときにはさつまいもとしての成果は何もない状態で審議することになります。町農委が審議するときは植わってもない状態だと思います。成果を見るためには1年での許可とするか、とかそういうことでの審議になるかもしれません。これはこの変更を承認したら、ということの先に起こることとなります。

澤田委員：条件を付けられるのなら、データも何もない状態なので、1年作ってみて、その結果で再度検討するというような条件は付けられませんか。そういう条件を付けておいた方が、よいと思います。計画通りにいかかどうか、やってみたらよいと思います。

事務局：この申請自体は6までの申請なので、これが承認になったと想定したときに次回の更新について、1年で申請を出してくること、という条件を付けるということですか。

澤田委員：そうでもしないと、一生懸命やろうとしている人に対して、全然わからないものが検討したとはいえないかんとは言えないと思います。理不尽な話でしょう。1年やって結果をだしてみいや、がんばれよというのがいいと思います。

会長:条件付きの承認でいう条件というのはなんでしたか。もう一度おしえてください。

事務局:例えば、です。許可するための条件として、提出された普及所の意見書に沿った営農計画を提出してください。そうすれば許可が妥当とする、という条件です。そうしないと許可ができませんよ。という許可をするための条件が一つあります。それともう一つ許可が出た場合には、こういう条件を守りなさい、という条件が付けられます。例えば、カボチャの時によくありましたが、苗が入手できない。そのため予定の苗数が植えられないということがありました。品種を限定することなく、計画の苗数を確保し、収量確保につめること。ここでいうと、種子島紫に限らず、紅はるかでもなんでも計画の苗数は確保して収量をとってください、ということや、次の更新の申請を1年間で限定したもので申請してください、とかでしょうか。こういう話がでたということは一つ大きなことだと思います。ただこれを条件につけられるかということに関しては県と協議する必要がありますので今ここで結論を申し上げられません。3年間の申請を出してきて、1年で許可を出すのではなく、1年での申請をしてきてください、ということについては、申請者に農業委員会からの意見としてお伝えします。

澤田委員:今年分については急遽やることになったので1月には種芋の苗たてをするのがたらなかつたということでしょう。何月に計画したのかわかりませんが。

秦泉寺委員:試験栽培をしておいて、今年どうしようかな、みたいな準備をすることがあるんでしょうか。

事務局:初年度の3割の苗についてもどこにどのように植えるかという質問を送りましたが、回答はありませんでした。今出ている情報で営農する、ということですので、20センチ間隔でパネル間に二列に植えつける、全体の農地の内、半分以下の面積のその3割での営農となりますね。15450本の苗が必要で、本山町分と合わせると30900本、2年目以降は51500本、本山町分と合わせると10万本を超える苗が必要です。この本数を準備することはできそうですか。

澤田委員:できるでしょう。種芋から植えたらですけど。

秦泉寺委員:種芋から植えたら、ですがその短い植え付け期間でこの面積全部植えられるのか、ということのが心配です。算出された人件費の中でどうやって植えつけるのか、と思います。

澤田委員:植えるのはそんなに時間がかかるないでしょう。

秦泉寺委員:植えだと早いです。ただ、種芋から苗をとった後、すぐ次の日に次の苗が出てくるわけないので、その期間に1週間や10日はかかります。その短い植え付け期間にこの本数を植えようと思ったら、ものすごい数の種芋がないと、苗の数がそろいません。

事務局:苗の確保をどのように計画しているのかを質問したところ、今回の苗からできる種芋と渋谷食品にも苗の確保をお願いしています。本年度は3割程度しか集まらなかったです。また来期伏せこむ圃場も4反ほど必要なので、確保する予定があるとのことでした。伏せこむとはなんですか。

澤田委員:種芋を植えて、芽を出して、伸びたものを取ってそれを伊勢川山に定植するわけです。その面積が4反必要ということでしょう。4反は意外と広いでし、一つの種芋から複数の苗をとれますので、十分ではないかと思います。

西村尚委員:一つの種芋から何本も出てくるので、それを切っていくんです。

事務局:では苗の確保については計画として妥当であるということでよろしいですか。

澤田委員:いいと思います。植えるのは何十人かで植えるんでしょうかね。

西村尚委員:本山町分も同じように変更するんですか。本山町分も同じような状況であったと思います。石を除去なんかするとダメであるとは思いませんが、本山町農業委員会はどのように考えているかわかりますか。

事務局:本山町分も同じ変更が出ています。内容は同じであると申請者から聞いています。

澤田委員:休憩を取りたいです。

藤尾委員:本山町と土佐町と同じ計画が出ているとのことです。本山町が承認するかどうかわからないということですか。本山町と土佐町の意見が一致しなかった場合はどうなるのでしょうか。例えば本山町は同じ条件で承認しました。土佐町は同じ条件で不承認にしました。となるとどうなりますか。なんで土佐町は不承認なんですか、ということになりますか。申請者からそんな意見がでできませんか。心配です。

事務局：二つの委員会が同条件とはいえ、審議する以上、つける意見が違うことは想定されます。このことについては事前に県と協議をしておりまして、どちらがどういう見方をしたのか、どういう審議をしたうえでその結果に至ったのか、どのような協議を行ったのか、ということを聞かせてもらうことです。書類審査や総会審議については、どのような結果になんでも経過も含めお伝えし、町農業委員会として十分に責任は果たしていますので、心配することはありません。両町からの意見書をまとめたうえで、県が最終的な判断をする、ということです。

会長：10分間休憩とします。

（休憩）

会長：10時35分となりましたので審議を再開します。

会長：採決に向けて、条件を付けずに承認が妥当とするか、条件を付けるか、承認しないことが妥当にするか、の3つが想定されますが、今までの審議の中で出た内容について事務局がまとめてもらおうと思います。

事務局：皆さんのお意見をまとめていますと、瓦礫を確実に撤去すること、普及所の意見書に沿った営農計画とすること、これには、パネル下の営農計画も含めます、に修正していくこと、とほかに何かありましたか。

澤田委員：1年間の限定申請とすること、がありました。

事務局：その件については休憩の間に県に質問し回答がありましので、お伝えします。次の更新について、1年での申請とする条件を今回の承認につけることについては、今回は6月までの変更についての申請なので、今回の承認につける条件としては適切ではないそうです。しかしながらこの件については、今回の審議の中でこのような意見が出たということで申請者に更新手続きは1年に限定した申請としてくださいとお伝えします。

和田委員：もぐらなどの獣害対策を計画することも付け加えてください。大量発生する可能性があります。

事務局：もぐらはさつまいもが好きなんですか。

和田委員：かなりの被害が出ます。

事務局：今までウサギの害がありましたね。普及所の意見書に獣害対策とありますので、意見書に沿った計画という部分に含めます。瓦礫の撤去はあえて強く出します。

会長：承認が妥当とすることに条件を付けることについて賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により条件を付けることに決定します。

会長：条件について今まで出た意見をまとめて再度事務局から提案してください。

事務局：普及所の意見書に沿った営農計画に修正すること、瓦礫の撤去計画を立て、確実に実施すること。

普及所の意見書に沿った部分には、パネル下での営農、および獣害対策、を含めます。の大きな2点の条件にまとめます。

会長：先ほど事務局から提案があった条件についてご異議ございませんか。

（異議なし）

会長：続きまして、農業委員会意見決定の採決を行います。本件の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、普及所の意見書に沿った営農計画に修正すること、瓦礫の撤去計画を立て、確実に実施することの条件を付して、承認が妥当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件についての農業委員会の意見は、普及所の意見書に沿った営農計画に修正すること、瓦礫の撤去計画を立て確実に実施することの条件を付して承認妥当、と決定しました。第3号議案について、事務局の説明を求めます。

続いて、第3号議案について事務局の説明を求めます。

事務局：事務局：第3号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は4件の申請がありました。4件とも以前農業振興地域からの除外申請があったもので、令和5年3月6日に除外手続きが終了したものです。

1件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて3件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて4件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局からお願いします。

事務局:土佐町農用地利用配分計画および県認可について報告します。令和4年第9回総会において、中間管理機構への利用権設定、土佐町農用地集積計画について、審議していただきました。その件において、町が提出した分配計画案を県が認可したことにより中間管理機構から借受人への貸付が2月6日よりはじまりましたので報告します。先の総会で借受予定人についてお知らせしましたが、その通りの計画で認可されました。以上です。

会長:この件について、質問はありませんか。なければその他について、続けてください。

事務局:7条指針の変更についてお知らせします。4月の総会ではかりました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、いわゆる7条指針について令和5年3月末までに改正農業委員会法の内容を反映した修正を行うようにとの通知がありましたので、配布のとおり修正したものに変更します。数値等に関しての修正は行っておりません。大きな変更点としてはこの指針が土佐町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後にを目指す農地の状況等を示すものとして位置づけられました。また、人・農地プランが地域計画と変わったことも変更しています。今後は、この指針に沿って、タブレットを使って農地ではないところを非農地判断したり、担い手へ農地を集積したりという活動をすることとなります。事務局からは以上です。

会長:この件についてご質問はありますか。

会長:ないようでしたら、令和5年度最適化活動の目標について、事務局より説明してください。

事務局:昨年度から農業委員会では最適化活動の目標を立てることになっており、4月からの目標について

事務局で作成したものを配布しています。基本的に今年度の目標と同じになっております。特に、扱い手への集積については、皆さんのが活動日誌を書いていただいているのは、この目標に月6回以上の目標を定めることになっているからです。今日までに提出していただいた活動記録をまとめますので、4月にはそれぞれの活動を見直すこととなります。次年度はタブレットを用いて地域の状況を一筆ごとに入力するようになりますので、昨年度のようなことはない、と思います。記録簿は今年度の冊子の残りがあると思いますので、4月分はそちらへ書いておいてください。

会長：この件について、何かありますか。

会長：ないようですので、下限面積の廃止について、事務局より説明してください。

事務局：農地法第3条第2項第5号に、農地法第3条の権利移動の許可要件として、農地をバラバラにすることがないように、との目的から農地の下限面積が設定されておりました。土佐町は独自に30aとしていたのですが、法改正により、令和5年4月1日から下限面積が廃止されます。この改正により、小さい農地を取得して小さく農業を始めたい方や、家を購入するときに面積関係なく農地と一緒に購入することができるようになります。ただし今後も申請はする必要がありますし、面積要件以外の要件、農地のすべてを効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺の農地利用に支障がないこと、についてはなくなりません。必要面積が足りないことで登記をあきらめていた方からの申請が増えるかもしれません。この件については、4月の町の広報誌で周知をする予定です。

会長：この件について質問はありますか。

会長：ないようですので、タブレットについて事務局よりお願ひします。

事務局：大変お待たせしました。タブレットを配布します。配布している貸与端末機借用申請書にサインをお願いします。この端末は貸出ですので、任期が終ったときには返却が必要です。大切に使ってください。2年間の保証に入っておりますので、しまい込まないように活用をお願いします。来月からは総会でもタブレットを使います。タブレットのマニュアルも配布しておりますので、自分で使える方はどんどん使ってみてかまいません。農地パトロールに関しては4月に入ったら少しずつでも初めてもらって構いません。農地のピンがついているけど、画面で見て、周囲に農地がないようなところから始めもらったらいいと思います。次回以降の総会にはマニュアルと端末をもってきてください。充電はしていますのすぐ使えます。

会長：自宅のWi-Fiにつないでもいいですか。

事務局：つないでもかまいません。つながなくても通信ができるように設定していますので、屋外でも使えるようにソフトバンクのSIMカードは入れています。月に50ギガまでは使える契約ですので、通常利用するのに、困ることはなはずです。通信料は事務局で負担します。

会長：この件について、何かありませんか。ないようですので、次回について事務局よりお願ひします。

事務局：次回の農業委員会についてお知らせします。次回は4月28日、火曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。開催の無い場合は通知がありませんので、ご注意ください。現在はコロナ対策としてあじさいホールで開催をしておりますが、情勢より、元の本庁二階会議室に会場を移したいと思います。マイクを使う必要がなく、もう少し意見が出やすいのではないかと思いますが、このことについて、皆さんにお諮りしたいと思います。

澤田委員：戻していくです。

事務局：4月から会議室に戻すということでおよしいですか。

会長：ご異議ございませんか。

（異議なし）

事務局：では開催場所を変更して通知しますので、場所を間違わないようお願いします。

事務局長：人事異動について事務局長よりお知らせします。4月1日付の人事異動で、農業委員会にも動きがありました。書記が1名増えて、事務局長と、書記2名、合計3名体制となりますので、よろしくお願いします。以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第2回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長　　戈地教一

議事録署名委員 和田勇

議事録署名委員 西村園